

木造住宅の 耐震診断費補助金 最大 10 万円

自宅の耐震性を確認したい方、耐震改修工事を実施されたい方のために
「一般診断法」による木造住宅の耐震診断費用の一部を補助しています。

対象住宅の 主な条件

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築工事に着手
 - 市内にある 在来工法・2 階建て以下 の木造住宅
- ※居住者のいない **空き家も申請可能** です！

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
 - 市税等を滞納していない方
- ※耐震診断の実施前に申請する必要があります。

木造住宅の耐震化に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

ご覧のチラシは「耐震診断」の案内です！

耐震診断（現地調査による耐震性の判定）
⇒ **最大 10 万円** を補助

耐震改修の補助を受けるには、
耐震診断の結果「**倒壊の可能性あり**」
と判定される必要があります。

耐震改修計画書作成
（改修箇所の検討・設計）
⇒ 計画作成費の 1 / 2
最大 5 万円 を補助



耐震改修工事等
（工事・現場立会）
⇒ 工事費等の 1 / 2
最大 93 万円 を補助

ブロック塀等 撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。
対 象：道路に面する 60 cm 以上の高さのブロック塀等
補助金額：最大 20 万円（通学路等は最大 30 万円）

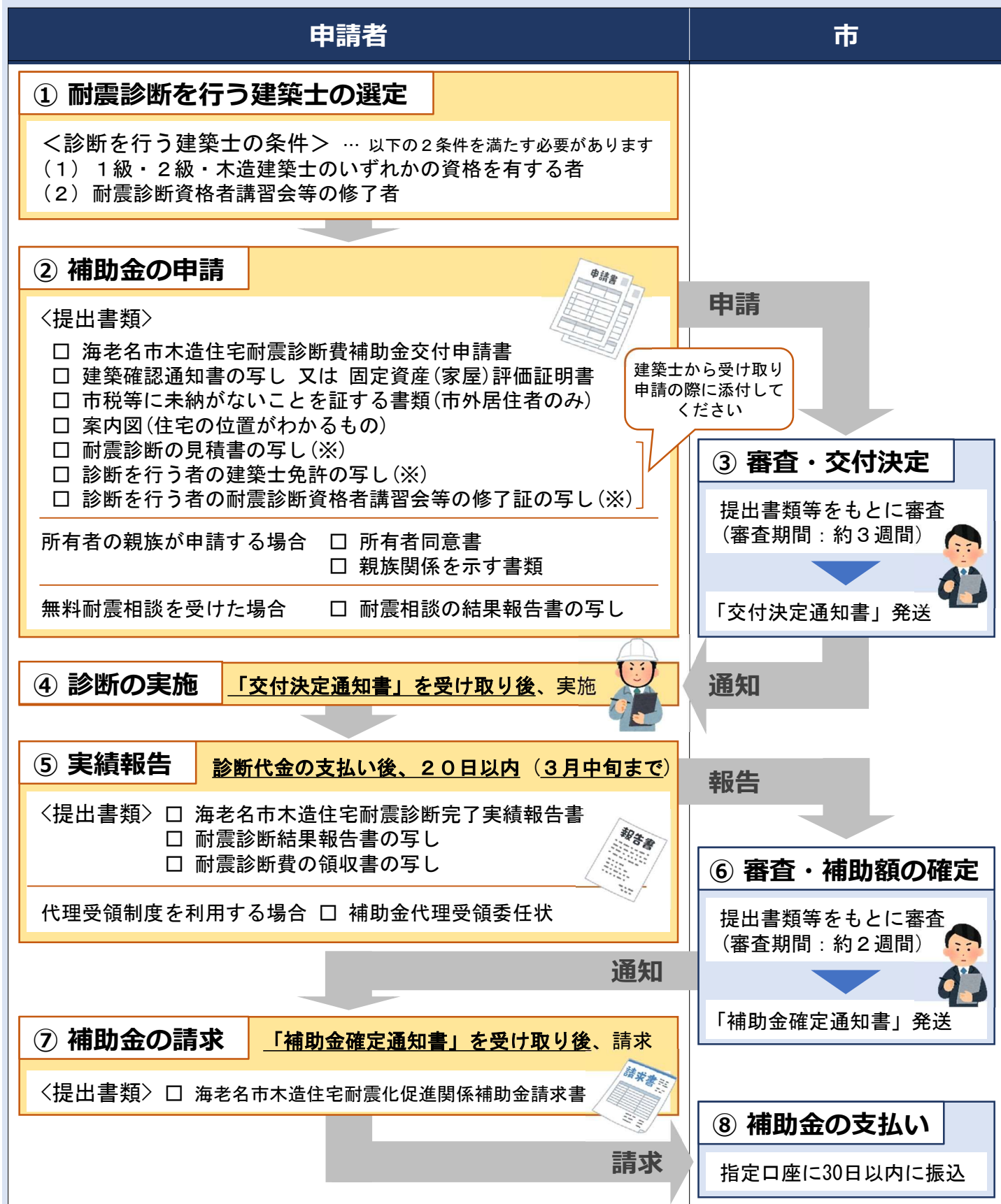


問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.4作成

木造住宅耐震診断費補助金 手続きの流れ



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.4作成

関連補助制度の紹介

ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。

対 象：道路に面する 60cm 以上の高さのブロック塀等
補助金額：最大 20 万円（通学路等は最大 30 万円）

